

副 本

平成27年(ワ)第34010号

平成28年(ワ)第9404号

マイナンバー（個人番号）利用差止等請求事件

原 告 関口博ほか40名

被 告 国

第4準備書面

平成30年10月2日

東京地方裁判所民事第26部合議2係 御 中

被告指定代理人	前田佳行	
	瀧谷正樹	
	西村聰志	
	最上康成	
	長谷千鶴	
	山口高志	
	松林直邦	
	伏木崇人	
	谷口香穂	

織 屋 雄 紀
 丹 治 信 幸
 井 形 洋 昭
 勝 又 聖 覚
 稲 垣 英 明
 落 合 盛 之
 田 中 政 俊
 小 園 英 登
 及 川 涼 介
 長 岡 丈 道
 保 科 實
 坂 場 純 平
 平 野 聰
 小 泉 敬
 寺 田 麻 倫
 田 邊 樹
 享 保 俊 佑

川上進太



第1 番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、法令に基づき、 正当な行政目的の範囲内で行われていること	4
1 原告らの主張	4
2 被告の反論	4
(1) 上記1①の主張について	4
(2) 上記1②の主張について	5
第2 個人情報保護委員会が番号制度における個人情報を保護するための制度上の 保護措置として機能していること	6
1 原告らの主張	6
2 被告の反論	6
第3 求釈明に対する回答等	7
1 はじめに	7
2 求釈明1（原告準備書面(5)・6ページ）について	7
3 求釈明2（原告準備書面(5)・9ページ）について	8
4 求釈明3（原告準備書面(5)・11ページ）について	8
5 求釈明4（原告準備書面(5)・11ページ）について	8
6 求釈明5（原告準備書面(5)・14ページ）について	8
7 求釈明6（原告準備書面(5)・14及び15ページ）について	8
第4 結語	9

被告は、本準備書面において、原告らの平成30年7月26日付け準備書面(5)（以下「原告準備書面(5)」という。）における原告らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する（後記第1及び第2）とともに、原告らの求釈明に対し、必要と認める範囲で回答する（後記第3）。

なお、略語の使用については、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例による（別紙「略称語句使用一覧表」のとおり）。

第1 番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、法令に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われていること

1 原告らの主張

原告らは、①刑事事件の捜査における個人番号の利用に関する被告の主張が変遷している旨主張した上で、②「捜査機関が番号法19条14号による『刑事事件の捜査』名目による捜査関係事項照会の濫用的行使について、防止する措置がないという構造的問題点」がある旨主張する（原告準備書面(5)・7ページ）。

2 被告の反論

(1) 上記1①の主張について

ア 刑事事件捜査における個人番号の利用に係る番号利用法の解釈は、被告の平成30年5月15日付け第3準備書面（以下「被告第3準備書面」という。）第2の2(2)（9及び10ページ）で述べたとおりであり、警察機関は、刑事事件の捜査等に必要な書類に個人番号の記載があったとしても、刑事訴訟法等の法令に反しない限りにおいて書類の提供を受け、提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができるにすぎず、刑事事件の捜査と称して無制限に特定個人情報を収集できるものではない。

イ この点、原告らは、被告の主張が変遷しているなどと主張するが、かか

る主張は、被告の回答や主張の趣旨を正解しないものであり失当である。

すなわち、原告らから、求釈明申立書②（3及び4ページ）において、内閣官房が作成した「マイナンバー制度に関する基本質疑集」の一部を引用しつつ、「この質疑の解釈としては、例えば、警察において、被疑事件の捜査のため、捜査関係事項照会で『これこれの個人番号の甲野太郎の税金関係情報を照会する』というような使い方はできないということであるのか。」との求釈明が行われたのに対し、被告は、かかる原告らの求釈明事項は、上記「マイナンバー制度に関する質疑応答集」を前提として、個々の事件捜査の範囲を超えて、捜査機関が広く一般に個人番号を用いて照会をすることができるのか否かを問うているものと理解し、刑事事件の捜査と称して無制限に特定個人情報を収集できるものではないことを明らかにするため、被告第2準備書面第4の3(2)（21及び22ページ）において、「刑事事件の捜査は個人番号利用事務ではない（番号利用法9条1項に該当しない）ため、そもそも個人番号の利用ができないのであるから、原告らのいうような照会を行うことはできない。」と回答したものである。

このように、被告第2準備書面における被告の上記回答は、原告らの求釈明事項の趣旨に対応させ、刑事事件の捜査と称して無制限に特定個人情報を収集できるものではないことを述べたものであって、上記アの被告第3準備書面における主張と何ら矛盾するものではない。

ウ したがって、原告らの上記1①の主張は失当である。

（2）上記1②の主張について

上記（1）でも述べたとおり、番号利用法19条14号については、警察機関において刑事事件の捜査と称して無制限に特定個人情報を収集できるものではなく、また、同号の規定により提供を受けた特定個人情報は、同法9条5項の規定により、当該提供の目的を達成するために必要な限度で個人番号が利用できるにすぎず、法律上、その利用は厳格に制限されている。

したがって、「検査機関による濫用を防止できる制度となっていない（別の言い方をすれば濫用しようとすればできる）」とか、『刑事事件の検査』名目による検査関係事項照会の濫用的行使について、防止する措置がないなどという原告らの上記②の主張は、主観的評価にすぎず、失当であることは明らかである。

第2 個人情報保護委員会が番号制度における個人情報を保護するための制度上の保護措置として機能していること

1 原告らの主張

原告らは、日本年金機構（以下「年金機構」という。）から株式会社SAY企画に委託された扶養親族申告書等に係るデータ入力業務が契約に基づかず他の事業者に再委託されていた事案（以下「本事案」という。）を挙げ、委員会が番号利用法33条（指導及び助言）等の権限を行使することなく、その役割を放棄していたとし、「委員会が『特定個人情報の適切な取扱いを監視・監督するための制度的措置』としては全く機能していないことが明白となった」などとした上、「本件再委託問題について、委員会は何ら権限行使することなく放置してしまっている原因是、（中略）実質的に権限を適切に行使する体制・マンパワーが備わっていないという、まさに構造的な問題によるものである、「番号制度は住基ネット最高裁判決の示した要件さえ満たして」いないなどと主張する（原告準備書面(5)・20ないし24ページ）。

2 被告の反論

被告答弁書第3の5(2)ウ（29ないし33ページ）で述べたとおり、委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督機関として、内閣府設置法49条3項に基づき、独立性の高い機関として設置され、番号利用法33条で規定する指導及び助言、同法34条で規定する勧告及び命令、同法35条で規定する報告徴収及び立入検査等の権限を備えた機関として、番号制度における制

度上の保護措置として位置付けられるものである。また、平成30年8月1日現在における委員会の職員数は141名であり、当該職員らは、番号制度や個人情報保護に関する専門的知識や、情報システム等に関する知識・経験を有する者であって、原告らの「マンパワーが備わっていない」との指摘は全く当たらない。

その上、委員会は、平成29年度には、番号利用法に基づく立入検査を27件、指導及び助言を173件実施するなど所掌する事務を適切に行ってている(乙第47号証)。本事案に関しても、委員会は、既に番号利用法35条に基づく検査を実施し、問題点等に係る指摘を行うとともに、番号利用法33条に基づく指導を行っているのであって(乙第48号証)、「委員会は何ら権限を行使することなく放置してしまっている」との原告らの主張は事実に反するものである。

以上のとおり、委員会は、その所掌する事務を適切に行っており、番号制度における制度上の保護措置として機能していることは明らかであるから、番号制度は住基ネット最高裁判決の示した要件さえ満たしていないとする原告らの上記主張は、失当である。

第3 求釈明に対する回答等

1 はじめに

原告らは、原告準備書面(5)において、種々の釈明を求めているが(6, 9, 11, 14及び15, 24ページの求釈明1ないし7), 本件において争点となる原告らの具体的な権利利益の侵害との関連性が不明であって、本件の争点の判断に資するものとは解されず、釈明を要しないものが多い。

被告としては、以下において、念のため、原告らの主張に対する被告の反論を補足するのに必要な範囲で、上記求釈明に対して回答する。

2 求釈明1(原告準備書面(5)・6ページ)について

原告らの述べる「指導的理念としての効力」がいかなるものかは判然としないが、「プライバシー・バイ・デザインに関する決議」は、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議の加盟国に対する何らかの法的拘束力を持つものではない。

なお、委員会は、個人情報保護に関する国際会議における議論の状況も踏まえ、適切に業務に取り組んでいる。

3 求釈明2（原告準備書面(5)・9ページ）について

原告らが述べる「結果（経費削減や効果等）」や「費用対効果の試算やその根拠」について、今後、被告において主張・立証を行う予定はない。

4 求釈明3（原告準備書面(5)・11ページ）について

原告らが述べる「人為的ミス」がいかなる場合を想定しているのか明らかでないため、回答できない。

5 求釈明4（原告準備書面(5)・11ページ）について

原告らの求釈明事項は、本件の争点である原告らの具体的な権利利益の侵害と無関係な情報について、漫然と、かつ、網羅的に、被告に釈明を求めるものというほかないから、釈明を要しない。

6 求釈明5（原告準備書面(5)・14ページ）について

原告らの述べる「保存の必要性」の意味するところは判然としないが、「機関別符号」を番号利用法施行令20条1項の「情報提供用個人識別符号」と解した上で述べると、各行政機関が情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うにおいては情報提供用個人識別符号を用いることとしているのであり、個人番号が用いられるものではない。

7 求釈明6（原告準備書面(5)・14及び15ページ）について

被告が、被告第3準備書面第3の3(3)イ(イ)b(20ページ)において述べた、機構が記録している「失効情報を確認された電子証明書に係る発行の番号等」の「等」に当たるものは、署名等検証者により失効情報の確認が行われた日時に関する情報であり、当該情報も含めて、機構が記録している情報

は、個人が「いつ、どこで公的個人認証を利用したのか」を示すものではない。

8 求釈明7（原告準備書面(5)・24ページ）について

日本年金機構は、本事案について、平成30年1月10日及び同月12日に受託事業者の調査を、同月31日から同年2月2日に再委託先事業者の調査をそれぞれ実施し、受託事業者から再委託先事業者に送付されていた情報が「氏名とフリガナ」のみであったことを確認した（乙第49号証・11ページ）。

第4 結語

以上のとおり、原告らの主張にはいずれも理由がなく、本件各請求は速やかに棄却されるべきである。

以上

別 紙

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）	答弁書	4
平成27年改正法	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）	答弁書	4
平成29年法律第36号等による改正後の番号利用法	地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（平成29年法律第36号。施行期日は平成29年5月29日）及び平成27年改正法のうち施行期日が平成29年5月30日に係る部分によって改正された番号利用法	第2 準備書面	21
番号整備法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）	答弁書	17
住基法	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	答弁書	17
改正前住基法	番号整備法19条の規定による改正前の住基法	答弁書	20
個人情報法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。平成27年改正法による改正後のも）	答弁書	30
行政機関個人	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法	答弁書	37

情報保護法	律（平成15年法律第58号）		
独立行政法人個人情報保護法	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）	答弁書	37
国賠法	国家賠償法	第1 準備書面	5
公的個人認証法	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）	求釈明回 答書(2)	23
番号利用法施行令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）	答弁書	17, 18
番号利用法別表第1主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）	第1 準備書面	12
番号利用法別表第2主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）	第1 準備書面	12
番号利用法総務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令85号）	求釈明回 答書(2)	16
住基法施行令	住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第29号）	求釈明回	7

	2号)	答弁書(2)	
番号利用法施行規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）	答弁書	21, 22
(別添) 安全管理措置（事業者編）	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）の別添資料である	第1 準備書面	17
(別添) 安全管理措置（行政機関等編）	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の別添資料である	第1 準備書面	17
個人番号利用事務等実施者	番号利用法2条12項所定の個人番号利用事務実施者及び同条13項所定の個人番号関係事務実施者	答弁書	17
機構	地方公共団体情報システム機構	答弁書	18
カード記録事項	これらの事項（被告注：氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項及び本人の顔写真）その他総務省令で定める事項	答弁書	19
ICチップ	半導体集積回路	答弁書	19
住基カード	住民基本台帳カード	答弁書	20
委員会	個人情報保護委員会	答弁書	24
行政機関の長等	行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び機構並びに情報照会者及び情報提供者	答弁書	24
情報提供等事務	番号利用法19条7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務	答弁書	27

評価書	番号利用法28条1項の規定により、行政機関の長等が個人情報保護委員会規則で定める	答弁書	29
本件差止請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、個人番号の収集等の差止めを求める請求	第1 準備書面	5
本件削除請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権侵害に基づく原状回復として、被告が保存する個人番号の削除を求める請求	第1 準備書面	5
本件国賠請求	国賠法に基づく損害賠償請求として、慰謝料等各11万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める請求	第1 準備書面	5
本件各請求	本件国賠請求、本件差止請求及び本件削除請求	第1 準備書面	5
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステム	第1 準備書面	8
管理、利用等	収集、管理又は利用	第1 準備書面	8
住基ネット訴訟控訴審判決	大阪高等裁判所平成18年11月30日判決 (民集62巻3号777ページ)	第1 準備書面	8
住基ネット訴訟最高裁判決	最高裁判所平成20年3月6日第一小法廷判決 (民集62巻3号665ページ)	第1 準備書面	8
情報照会者	番号利用法別表第2の第1欄に掲げる者	求釈明回 答書(2)	8
情報提供者	番号利用法別表第2の第3欄に掲げる者	求釈明回 答書(2)	8
情報照会者等	情報照会者又は情報提供者	求釈明回	8

		答書(2)	
日本再興戦略 2015	平成27年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－」	求釈明回 答書(2)	11
旅券事務	パスポート・在外邦人の情報管理	求釈明回 答書(2)	11
個人番号利用事務	番号利用法2条10項に規定する個人番号利用事務	求釈明回 答書(2)	12
日本再興戦略 2016	平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて」	求釈明回 答書(2)	12, 13
自治体中間サーバー	地方公共団体に係る中間サーバー	求釈明回 答書(2)	17
評価実施機関	番号利用法27条所定の「指針」として作成された特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、評価を実施する機関（同指針第2の1参照）	求釈明回 答書(2)	20
個人番号利用事務実施者	番号利用法2条12項の規定による個人番号利用事務実施者	求釈明回 答書(2)	36
個人番号関係事務実施者	番号利用法2条13項に規定する個人番号関係事務実施者	求釈明回 答書(2)	36
仕様書	自治体中間サーバー・プラットフォームASP サービス仕様書	第2 準備書面	15
情報提供ネットワークシステム設置・管理者	情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣（番号利用法21条参照）	第2 準備書面	15

技術的基準	電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準 (平成27年総務省告示第401号)	第2 準備書面	16
原告準備書面 (1)	原告らの平成28年9月21日付け準備書面 (1)	第2 準備書面	5
原告準備書面 (2)	原告らの平成29年3月31日付け準備書面 (2)	第2 準備書面	5
求釈明書資料 1-1	求釈明書添付資料1ページ「1-1マイナンバー付番の仕組み」	求釈明回 答書(2)	7
求釈明申立書 ②	原告らの平成29年4月18日付け求釈明申立書	第2 準備書面	5
被告第1準備 書面	被告の平成28年6月21日付け第1準備書面	第2 準備書面	5
求釈明回答書 (2)	被告の平成29年1月24日付け求釈明に対する回答書(2)	第2 準備書面	9
原告準備書面 (3)	原告らの平成29年11月7日付け準備書面 (3)	第3 準備書面	5
原告準備書面 (4)	原告らの平成30年2月20日付け準備書面 (4)	第3 準備書面	5
京都府学連訴 訟最高裁判決	最高裁判所昭和44年12月24日大法廷判決	第3 準備書面	5
指紋押捺制度 訴訟最高裁判 決	最高裁判所平成7年12月15日第三小法廷判決	第3 準備書面	5
前科照会訴訟	最高裁判所昭和56年4月14日第三小法廷判	第3	5

最高裁判決	決	準備書面	
ノンフィクション『逆転』訴訟最高裁判決	最高裁判所平成6年2月8日第三小法廷判決	第3 準備書面	5
早稲田大学名簿訴訟最高裁判決	早稲田大学名簿訴訟最高裁判決	第3 準備書面	5
法廷イラスト訴訟最高裁判決	法廷イラスト訴訟最高裁判決	第3 準備書面	5
被告第2準備書面	平成29年7月10日付け被告第2準備書面	第3 準備書面	6
原告準備書面(5)	原告らの平成30年7月26日付け準備書面(5)	第4 準備書面	4
被告第3準備書面	平成30年5月15日付け被告第3準備書面	第4 準備書面	4
年金機構	日本年金機構	第4 準備書面	6
本事案	年金機構から株式会社SAY企画に委託された扶養親族申告書等に係るデータ入力業務が契約に基づかず他の事業者に再委託されていた事案	第4 準備書面	6